

書式第19号（法第25条関係）

特定非営利活動法人 開発教育協会 定款（案）

新旧対照表案 2018年度総会議決事項

新（変更箇所を下線）	旧
<p>（招集）</p> <p>第 25 条 総会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した<u>書面又は電磁的方法をもって</u>、開会日の2週間前までに通知する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>（招集）</p> <p>第 25 条 総会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した<u>書面をもって</u>、開会日の2週間前までに通知する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

<説明>

DEAR では、会員総会の資料を書面（郵送）でお送りしておりましたが、紙や輸送にかかる資源・送料費用の削減のため、また、視覚障害のある方への情報保障のために、電磁的方法（電子メールやウェブサイトでの閲覧）でも通知できるように定款を変更したいと思います。

尚、電子メール等を利用されていない会員の方には、引き続き郵送でお送りいたします。